平成２４年（フ）第４２０号
埼玉県羽生市大字藤井上組1382番地11
債務者　加藤　達雄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４９８号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番17―401号
債務者　清水　恵子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２８号
札幌市白石区栄通17丁目６番１―105号
債務者　三好　龍司
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５６２号
札幌市豊平区中の島１条１丁目２番14号　第15松井ビル202号
債務者　北林　　捷
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６０４号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目２番22―203号
債務者　深見　裕和
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６２５号
札幌市東区東苗穂12条３丁目８番31号　セジュールＭＥ２号館201号
債務者　谷口　智博
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
北海道名寄市大通北５丁目７番地２
債務者　木村　　歩
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１０７号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第33地割16番地、前住所岩手県花巻市石鳥谷町新堀第33地割43番地７
債務者　高橋　淳一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３１４号
群馬県安中市原市１丁目４番４号　市営原市団地８―４棟302号
債務者　高澤　和已
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３７７号
愛知県一宮市木曽川町黒田字錦里72番地１
債務者　河村　英幸
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７９号
熊本県八代市高下西町2266番地　５―14
債務者　増田　孝子（旧姓藤金）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第６３号
北海道砂川市東二条南４丁目１番19―54号
債務者　小林　和江
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
北海道滝川市滝の川町西３丁目３番１―126号　見晴団地
債務者　神谷　邦子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
北海道砂川市西一条北12丁目１番13―11号
債務者　続石　好江
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第９６号
福島県会津若松市八角町６番８号　ビビハウス102、前住所福島県会津若松市西年貢２丁目７番53号　柏コーポＢ―４号
債務者　風間　光利
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
群馬県沼田市東原新町1818番地15
債務者　木田　　忠
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第６２０号
神奈川県平塚市四之宮６丁目１番４号　サンハイツ相原Ａ101号
債務者　松村　　清
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部